

弊社に対する質問事項への回答について(KDDI株式会社)

資料P5、プライスカップ制度の対象は、「今後も、一定の条件を満たすサービスについて、独占によって市場の競争メカニズムが及ばない場合に限って適用されることを、原則とすることが適当」とある。

- NTT東西からは加入電話の基本料及び公衆電話以外はキャップ対象外とすべきとの意見が提出されているが、この点についてどう考えるか。

⇒関係者ヒアリングでの説明のとおり、プライスカップ規制は必要最小限に留めるべきであり、条件を満たさなくなったサービスについては、規制の対象から外すこともあり得ると考えます。

ただし、固定電話の通話料については、NTT東・西殿のトラフィックシェアが依然として市内・県外市外ともに50%以上であることも考慮すれば、NTT東・西殿が主張するような、固定電話トラフィックが全トラフィックの50%を下回っていることをもって条件を満たさなくなったと判断することは早計であり、固定電話サービスが利用者の利益に及ぼす影響等を慎重に検討する必要があると考えます。

- ソフトバンクから、Bフレッツ及びひかり電話の特定電気通信役務化を検討すべきとの意見が出ているが、この点についてどう考えるか。

⇒利用者保護の観点から、Bフレッツやひかり電話は指定役務として注視していくべきサービスであると認識していますが、現時点ではプライスカップ規制の対象にする必要があるほど利用者の利益に及ぼす影響が大きくなっているとは言えないと考えます。ただし、技術の進展やお客様ニーズの多様化によって市場環境は日々変化しており、将来的に条件を満たす可能性もあることから、動向を注視していく必要があると考えます。

- 引続き加入者回線サブバスケットを設けることが必要と考えるか。
- 仮に、NTT東西が主張するように、プライスカップの対象サービスを加入電話基本料及び公衆電話に限定（現行の音声伝送バスケットから通話料部分を除外）する場合、引続き加入者回線サブバスケットを設けることが必要と考えるか。（それとも、加入者回線サブバスケットを廃止し、加入電話基本料及び公衆電話を構成要素とする音声伝送バスケットのみを設けることとすべきか。）

⇒前述のとおり、プライスカップ規制は必要最小限に留めることを原則とすべきであり、まずは加入電話基本料も含めて、対象サービスは現状のままで良いかを検討する必要があると考えます。

その上で、引き続き規制対象とするサービスについて、どのような単位でバスケットを設けることが利用者保護の観点で最適なのかを検討することが重要であると考えます。

- イー・アクセスから、ユニバーサルサービス固有の、アフォーダビリティを基準とした上限を設定すべきとの意見が出ているが、この点についてどう考えるか。

⇒プライスカップ規制の目的は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスであって、独占によって料金に市場メカニズムが働かないものについて、利用者を保護することにあることから、プライスカップの上限に「アフォーダビリティ」の考え方を反映することも検討に値すると考えます。

しかしながら、「アフォーダビリティ」については、具体的な数値化の方法が極めて困難であることに留意する必要があります。